

[事例 18-2] 手術給付金請求

- ・平成 18 年 4 月 26 日 裁定申立受理
- ・平成 18 年 10 月 26 日 裁定終了

< 事案の概要 >

手術は検査目的のものではなく治療を目的とした手術であるとして、手術給付金の支払いを求めて裁定の申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 12 年 9 月 6 日、左乳房に癌が疑われ手術（腫瘍摘出手術）を受け手術給付金を請求したが、診断書の手術欄に「左乳腺腫瘤生検」とあり検査目的の手術とみなされ支払われなかった。しかし最近になり、夫が内視鏡検査を実施しそのままポリープが見つかり手術を施行、手術給付金を請求したところ支払われた。そこで、平成 12 年の自分の手術も検査から手術に移行したものと考えられ、営業担当者の助言も受けて再度手術証明書を取り寄せ請求したが、同証明書の手術欄に「左乳腺部分切除（腫瘍摘出手術）」と記入されているのに、別欄に「生検」と書かれているため支払対象外である旨の通知を受けた。確かに生検のため手術は開始されたが、夫の場合と同様に検査からそのまま手術に移行したもので、医師も腫瘍摘出手術と認めており不支払いとの決定には納得できない。

< 保険会社側の主張 >

再提出された入院・手術証明書の中に「9・6 生検にて」との記載があり、請求のあった手術は検査目的であるため、手術給付金の支払対象となる「治療を直接の目的とする手術」には該当しない。また「摘出術」との申し出だが、その目的が「生検」である以上、支払対象外であるとの決定に変わりはない。なお、配偶者の手術については、内視鏡の検査を実施したところ、ポリープが発見されたため併せて治療を目的とする切除術を受けたもので、申立人の手術とはその目的性が全く異なるものである。

< 裁定の概要 >

裁定審査会は申立人提出の入院・手術証明書および保険会社側答弁書にもとづいて審理を行ったところ、申立人の手術が乳がんの生検から腫瘍摘出術に移行したものであるとの主張を裏付ける平成 17 年 7 月 27 日付入院・手術証明書によれば、手術名は「左乳腺部分切除（腫瘍摘出術）」との記載があるが、他の記載箇所を見ると手術は生検目的であることが認められる。また、当初の入院・手術証明書（平成 12 年 12 月 20 日付）によっても手術名は「左乳腺腫瘤生検」とされ、本件手術は診断・検査（生検、腹腔鏡検査など）のための手術で手術給付金の支払対象となる「手術」には該当しないことから、申立てには理由がないとして裁定書をもってその理由を明らかにし、裁定手続きを終了した。